

令和 5 年 第 3 回 定 例 会 （ 9 月 議 会 ）

予 算 特 別 委 員 会 福 祉 環 境 分 科 会 提 出 資 料
福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 補 正 予 算 ・ 議 案 関 係 ——

令 和 5 年 9 月 1 1 日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

<大雨による被害対策>

- | | | | |
|---|------------------------------------|---------|---|
| 1 | 7月14日からの大雨による社会福祉施設及び医療施設の被害状況について | (福祉政策課) | 1 |
| 2 | (新)社会福祉施設等(高齢者関係)災害復旧事業 | (長寿社会課) | 2 |
| 3 | (新)社会福祉施設等(高齢者関係)県単災害復旧事業 | (長寿社会課) | 3 |
| 4 | (新)社会福祉施設等(障害児・者関係)県単災害復旧事業 | (障害福祉課) | 4 |
| 5 | (新)医療施設等災害復旧事業 | (医務薬事課) | 5 |

<新型コロナウイルス感染症対策>

- | | | | |
|---|--------------------------|------------|---|
| 6 | 新興感染症対策事業(新型コロナウイルス感染症分) | (感染症特別対策室) | 6 |
|---|--------------------------|------------|---|

◎ 議案関係

- | | | | |
|---|---------------|---------|---|
| 1 | 工事請負契約の締結について | (長寿社会課) | 8 |
|---|---------------|---------|---|

7月14日から大雨による社会福祉施設及び医療施設の被害状況について

福 祉 政 策 課

<社会福祉施設>

9月4日現在

市町村名	種 別	被害施設数	
			浸水等
秋田市	高齢者施設	29	27
	障害福祉施設	25	20
	児童福祉施設	1	1
	小 計	55	48
能代市	高齢者施設	1	1
	小 計	1	1
男鹿市	高齢者施設	7	1
	障害福祉施設	5	—
	小 計	12	1
大仙市	高齢者施設	1	—
	小 計	1	0
藤里町	障害福祉施設	1	—
	小 計	1	0
三種町	高齢者施設	1	1
	小 計	1	1
八峰町	障害福祉施設	4	—
	小 計	4	0
五城目町	高齢者施設	3	3
	障害福祉施設	5	—
	保護施設	1	1
	小 計	9	4
合 計		84	55

<医療施設>

9月4日現在

市町村名	種 別	被害施設数	
			浸水等
秋田市	病院	8	6
	診療所	38	38
	歯科診療所	17	17
	小 計	63	61
男鹿市	病院	1	—
	診療所	1	—
	歯科診療所	3	—
	小 計	5	0
潟上市	診療所	3	3
	小 計	3	3
大仙市	病院	1	—
	小 計	1	0
八峰町	歯科診療所	1	—
	小 計	1	0
五城目町	診療所	5	3
	歯科診療所	1	1
	小 計	6	4
合計		79	68

予算額 160,099千円（国 106,666 債 53,200 ー 233）

1 事業目的

7月14日からの大雨による浸水等の被害を受けた高齢者施設に対し、施設等の復旧に要する経費を支援する。

2 補助対象者 社会福祉法人等

3 事業内容

高齢者施設等（施設と一体的な設備を含む）の復旧に要する経費を支援する。（復旧費80万円以上）

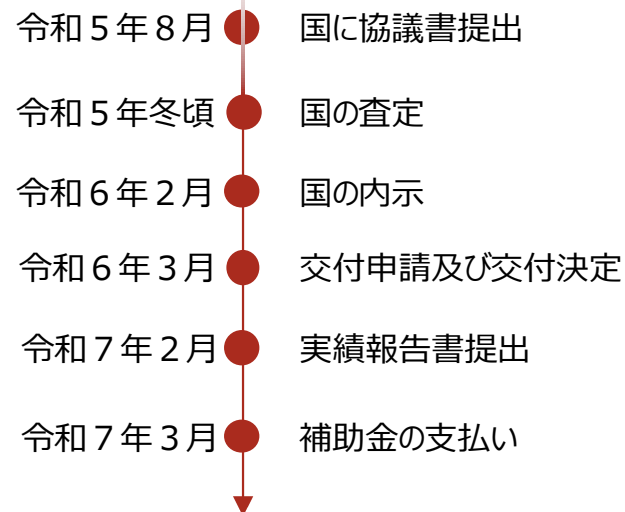
- (1) 補助金 159,999千円
- ・補助対象 社会福祉施設等災害復旧対象施設 3件
 - ・復旧費 213,332千円
 - ・補助率 3/4（国2/3、県1/3）
 - ・負担額 国106,666千円、県53,333千円

【被害施設】

- ①介護老人保健施設 男鹿老健（男鹿市）
（通所リハビリ棟 床上10cm） 159,720千円
※通所リハビリ棟の改築費
- ②認知症高齢者グループホーム（五城目町）
すずめだて1号棟（床上30cm） 13,239千円
すずめだて2号棟（床上20cm） 29,070千円
- ③小規模多機能型居宅介護事業所（五城目町）
ハッピーライフあんど（床上70cm） 11,303千円

<参考>

【スケジュール案】



※介護老人保健施設湖東老健（五城目町）
移転改築協議中
来年度予算要求予定

(2) 事務費（コピー代） 100千円

予算額 11,000千円（⊖ 11,000）

1 事業目的

7月14日からの大雨による浸水等の被害を受けた介護保険法及び老人福祉法に規定する高齢者施設等に対し、備品等購入経費や事業再開に係る経費の一部を支援することにより、災害からの速やかな復旧を図るとともに事業の継続を支援する。

2 補助対象者

- (1) 中核市：秋田市
- (2) 中核市以外：社会福祉法人等

3 事業内容

(1) 中核市

秋田市が実施する高齢者施設等の復旧に要する経費助成に関する事業に対して支援する。（間接補助）

- ・補助金 9,000千円
- ・補助率 1 / 2
- ※秋田市から社会福祉法人等への補助率は2 / 3
- ・限度額 上限：250千円、下限：50千円

(2) 中核市以外

高齢者施設等の復旧に要する経費を支援する。

（直接補助）

- ・補助金 2,000千円
- ・補助率 2 / 3
- ・限度額 上限：500千円、下限：100千円

・申請要件

備品等購入及び修繕費の領収書、被災写真等

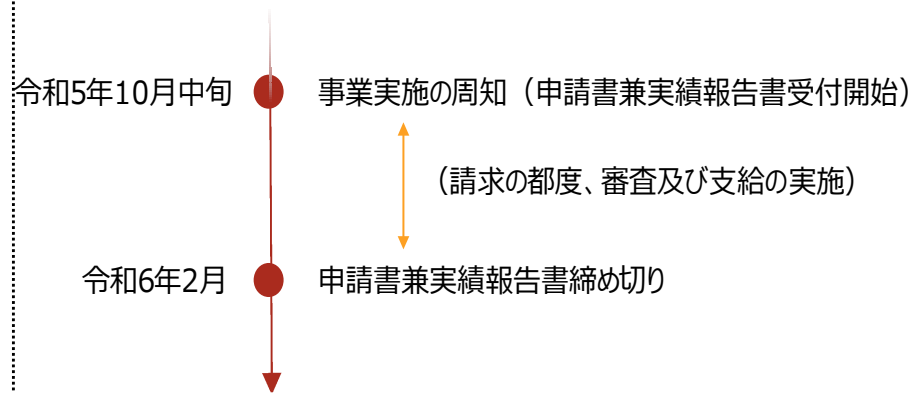
4 積算

中核市 250千円×36事業者 = 9,000千円
 中核市以外 500千円×4事業者 = 2,000千円

<参考>

【スケジュール案】

令和5年7月14日からの大雨による被害



※国の災害復旧費補助金が該当した場合は、対象外とする。
 ※火災保険等の給付金を控除する。

予算額 5,000千円（⊖ 5,000）

1 事業目的

7月14日からの大雨による浸水等の被害を受けた障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害児・者施設等に対し、備品等購入経費や事業再開に係る経費の一部を支援することにより、災害からの速やかな復旧を図るとともに事業の継続を支援する。

2 補助対象者

- (1) 中核市：秋田市
- (2) 中核市以外：社会福祉法人等

3 事業内容

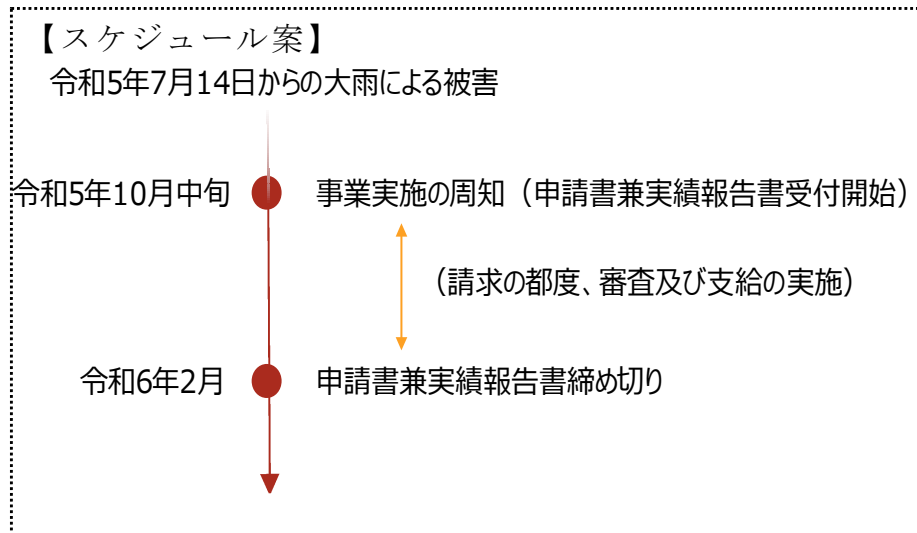
- (1) 中核市
 - 秋田市が実施する障害児・者施設等の復旧に要する経費助成に関する事業に対して支援する。（間接補助）
 - ・補助率 1 / 2
 - ※秋田市から社会福祉法人等への補助率は2 / 3
 - ・限度額 上限：250千円、下限：50千円
- (2) 中核市以外
 - 障害児・者施設等の復旧に要する経費を支援する。（直接補助）
 - ・補助率 2 / 3
 - ・限度額 上限：500千円、下限：100千円

- ・申請要件
備品等購入及び修繕費の領収書、被災写真等

4 積算

中核市 250千円 × 20事業者 = 5,000千円

<参考>



※国の災害復旧費補助金が該当した場合は、対象外とする。
※火災保険等の給付金を控除する。

予算額 335,093千円 (国335,093)

1 事業目的

7月14日からの大雨により、被害を受けた医療施設等の建物や医療設備等の復旧に対して助成を行う。

2 補助対象者 医療法人等

3 事業内容

・対象施設 政策医療実施機関等
救急告示病院、在宅当番医制診療所、在宅医療実施病院・診療所（歯科含む）、がん医療実施診療所、時間外診療実施診療所、看護師等養成所等

・対象費用 建物や医療設備等の復旧に要する費用

・補助基準 国が認める復旧費用
※激甚災害の場合、限度額の設定はなし

・補助率 1 / 2 (国10/10)

【国への申請状況】

(単位：千円)

		件数	被災額
五城目町	診療所（歯科含む）	2	43,754
秋田市	病院	3	218,000
	診療所（歯科含む）	15	407,259
	看護師養成所	1	1,180
合 計		21	670,193

【スケジュール案】

令和5年 8月 国に協議書提出
10月 国の査定、内示
11月 交付申請及び交付決定
令和6年 3月 実績報告書提出
4月 補助金の支払い

予算額 183,965千円（国 166,680 諸 17,285）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えて、自宅療養者に対する支援等を行うため、10月以降も相談体制を継続する。

2 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症総合案内窓口設置事業

61,920千円

発熱時や体調急変時の相談を一元的に受け付ける「総合案内窓口」を継続する。

(2) 受診相談センター設置事業 38,100千円

看護師が24時間受け付ける「あきた新型コロナ受診相談センター」を継続する。

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金

83,340千円

秋田市が実施する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対象事業に要する経費を助成する。

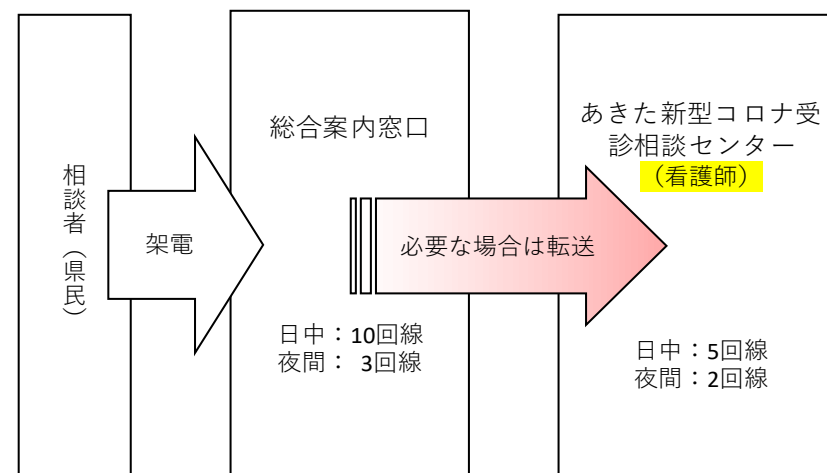
・補助率 国10/10

(4) 指定医療機関病床確保事業 605千円

2医療機関へ過大交付した病床確保料を国に返還する。

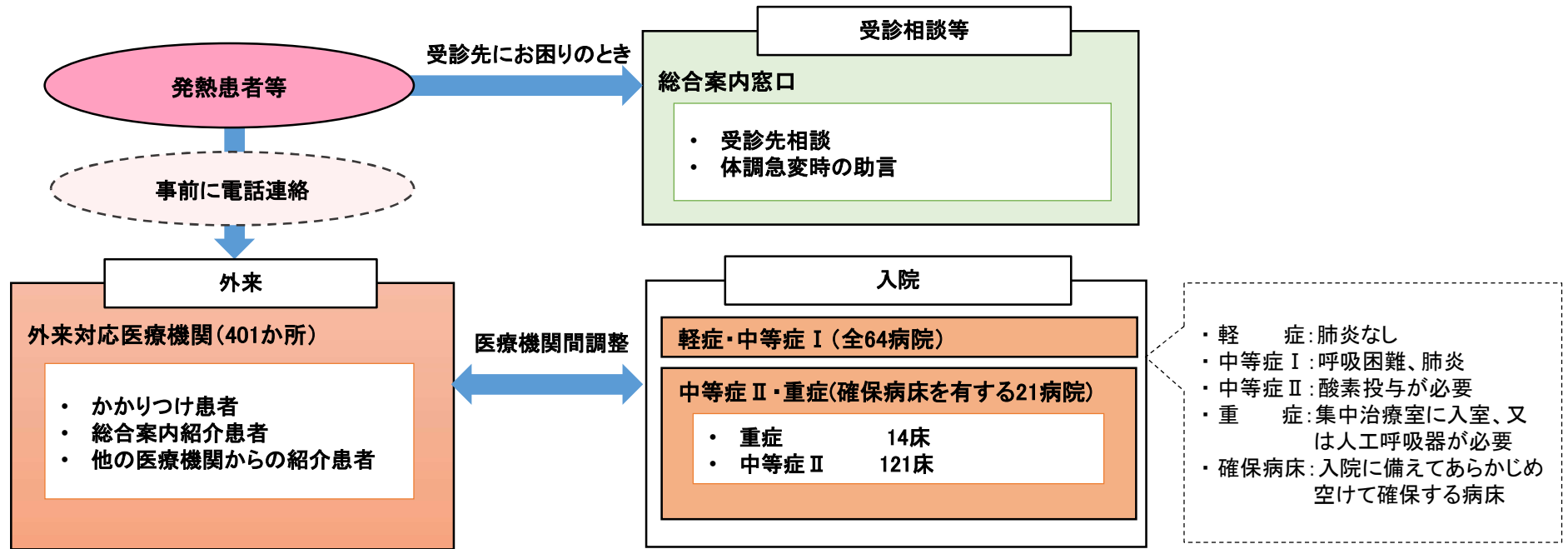
<参考>

【新型コロナ相談窓口のイメージ】



新型コロナウイルス感染症の10月以降の医療体制等について

1 外来・入院体制



・ 宿泊療養施設の運営は終了

2 ワクチン接種

特例臨時接種 = 自己負担なし

5月8日～9月19日

令和5年春開始接種

初回接種(1・2回目接種)を終了した以下の方が対象

- 高齢者(65歳以上)
- 5歳以上の基礎疾患を有する方
- 医療及び高齢者施設等の従事者の方

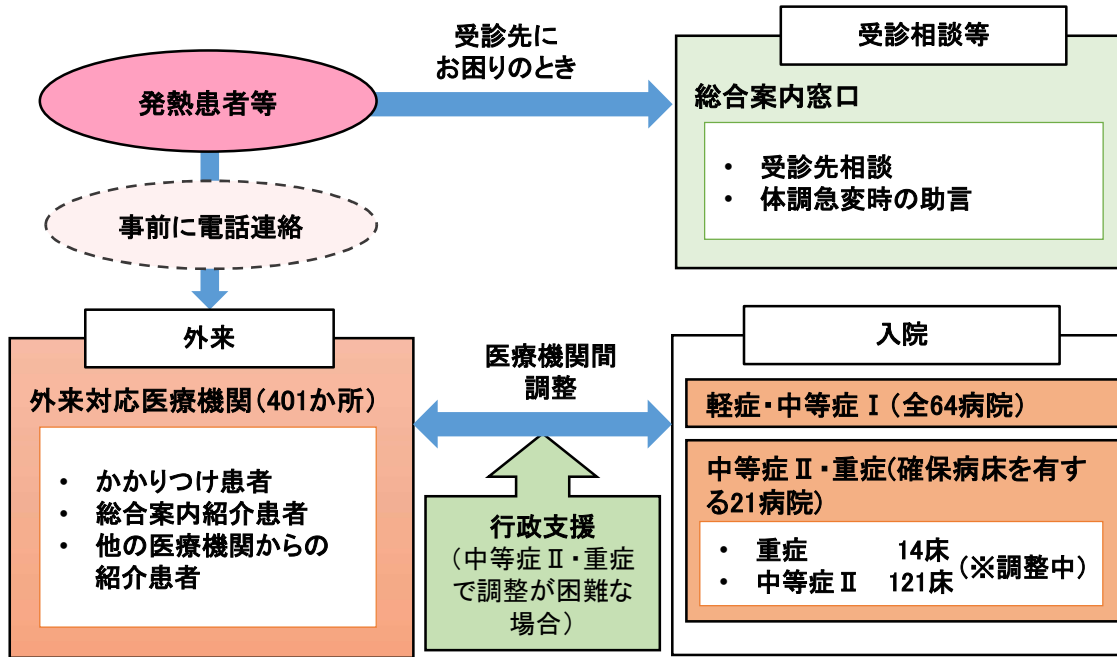
9月20日～令和6年3月31日

令和5年秋開始接種

初回接種(1・2回目接種、6か月～4歳の方は1・2・3回目接種)を終了した希望するすべての方が対象

- オミクロンXBB.1系統の株に対応した1価ワクチンを使用

1 外来・入院体制



- 宿泊療養施設の運営は終了

2 医療費の自己負担軽減

内容	現状	10月以降
外来医療費の コロナ治療薬代 (治療1回あたり)	自己負担なし (全額公費)	自己負担 1割の方:3,000円 2割の方:6,000円 3割の方:9,000円
入院医療費 (1月あたり)	高額療養費 適用後に最大 2万円補助	高額療養費 適用後に最大 1万円補助

- 来春、季節性インフルエンザと同様な通常医療体制にしていく方向

- 軽 症:肺炎なし
- 中等症Ⅰ:呼吸困難、肺炎
- 中等症Ⅱ:酸素投与が必要
- 重 症:集中治療室入室、又は人工呼吸器が必要
- 確保病床:入院に備えてあらかじめ空けて確保する病床

3 ワクチン接種

特例臨時接種 = 自己負担なし

5月8日～9月19日

令和5年春開始接種

初回接種(1・2回目接種)を終了した以下の方が対象

- 高齢者(65歳以上)
- 5歳以上の基礎疾患を有する方
- 医療及び高齢者施設等の従事者の方

9月20日～令和6年3月31日

令和5年秋開始接種

初回接種(1・2回目接種、6か月～4歳の方は1・2・3回目接種)を終了した希望するすべての方が対象

- オミクロンXBB.1系統の株に対応した1価ワクチンを使用

【議案第152号関係】

工事請負契約の締結について

長寿社会課

1 理由

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール屋根等改修工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田県条例第32号）第2条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

2 工事等の概要

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの腐食した屋根及び老朽化した設備等を改修する。

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建
（屋根架構 木造）
- ・ 建築面積 6,860.88㎡
- ・ 延床面積 9,297.18㎡

3 契約の概要

(1) 工事名

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール屋根等改修工事

(2) 工事箇所

秋田市御所野下堤五丁目地内

(3) 契約の相手方

長谷駒・珍田特定建設工事共同企業体

(4) 執行方法

条件付き一般競争入札

(5) 契約金額

565,400,000円（税込み）

(6) 工期

契約の締結の日から令和7年5月30日まで

(7) 仮契約日

令和5年7月18日

4 供用開始（予定）

令和7年6月

【参考】関連工事のスケジュール（予定）

○ 機械設備等工事

手続：令和6年3月 業者決定

工期：令和7年5月30日まで

（屋根等改修工事と同じ）